

第6章

計画の総合的推進に
向けて

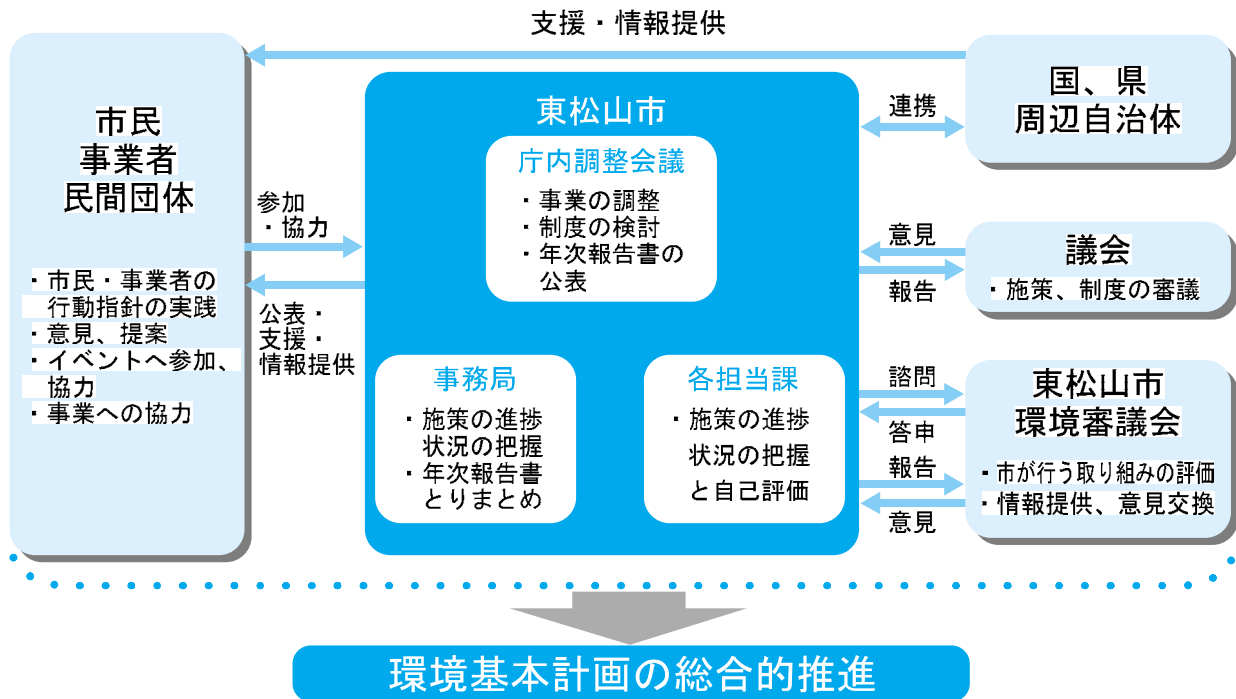


1 環境基本計画の推進体制

■「東松山市環境審議会」を中心とした進行管理

環境基本計画が有効に機能するためには、市民・事業者・市がお互いの役割を理解しつつ、それぞれに出来ること、すべきことを行うためのパートナーシップ（連携・協力）を形成する仕組みが必要です。市民、事業者、市が行う取り組みの状況や、環境の状態の把握は、市の事務局（環境保全課）が行い、「東松山市年次環境報告書」にまとめます。

東松山市環境審議会は、年次環境報告書等による市からの報告をもとに、環境保全に関する市民・事業者・市が行う取り組みの評価を行い、環境基本計画の総合的推進に向けた進行管理を行います。



■市における進行管理体制

環境基本計画に定めた広範囲にわたる市の施策は、庁内の合意形成のもとで進めていきます。各担当課は環境基本計画で定められた施策を実施し、その進捗状況を自己評価します。それらの施策の進捗状況を、事務局が年次報告書にとりまとめ、東松山市環境審議会に報告し、意見を伺います。

審議会の意見をもとに環境保全に関連する施策の担当課長が参加する「庁内調整会議」で、施策の推進方策、複数所管の施策の調整や新たな制度の検討など、市の取り組みについて検討し、環境基本計画の総合的な推進を行います。

2 環境基本計画の進行管理

■環境基本計画の進行管理の仕組み

《計画の策定》

今回策定した環境基本計画は、次のような手順を経て、必要に応じて見直しを行います。

また、今後、環境基本計画で定めた、市民・事業者・市の取り組みをより具体的に定めた、市民版行動計画・事業者版行動計画、市の率先実行計画を、市民・事業者・市の連携のもとで策定します。

《計画の実行》

市は、市民・事業者との連携のもと環境基本計画に定めた施策を推進します。また、市民・事業者は、環境基本計画に定めた市民・事業者が行う取り組み例や今後策定する行動計画をもとに、環境にやさしい自主的な取り組みを実践します。

《計画の評価》

環境基本計画に定めた市民・事業者・市の取り組みの進捗状況の評価し進行管理を行います。

市の施策については、各施策ごとに定めた実施方針について、現在の取り組み状況を把握し、それらを環境年次報告書で公表します。

市民・事業者が行う取り組みの評価は、アンケート等を用いて進捗具合を把握します。

これら、各主体の取り組みにより、23項目の環境目標ごとに示した、取り組みの「達成目標」の実現を目指します。

《計画の見直し》

今後の社会経済状況や環境問題の動向等に対応し、必要に応じて市の環境施策、市民・事業者が行う取り組み、計画の推進体制、施策の進行管理方策等の見直しを行います。

■「東松山市環境年次報告書」による報告

環境基本計画の進捗状況は、毎年「東松山市環境年次報告書」としてとりまとめ公表します。

《 計画の策定 》

- ・環境基本計画の策定
- ・市の率先行動計画の策定
- ・市民版行動計画の策定
- ・事業者版行動計画の策定

《 計画の実行 》

- ・施策の推進
- ・市民、事業者による自主的取り組み

《 計画の見直し 》

- ・施策ごとの効果
- ・より効果的な環境施策、市民、事業者の取り組み、計画の推進体制の検討

《 計画の評価 》

○環境の状態と各主体の取り組み状況の把握

- ・環境の状態の把握
- ・市の施策の取り組み状況を把握
- ・アンケートなどにより市民、事業者による自主的取り組みを把握

○各主体の取り組みの評価

- ・環境の状態の改善状況
- ・市の施策の効果
- ・市民、事業者の自主的取り組みの効果